

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

民意を反映する選挙制度実現
比例定数削減反対！ 運動情報

第 434 号 本号 3 ページ

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2014 年 4 月 14 日（月）

集団的自衛権行使容認に歴史的転換 「限定行使」検討の内閣法制局素案

内閣法制局がこのほど、次のような行使要件をあげ集団的自衛権行使容認を検討していることが分かりました。時事通信が報道しています。①憲法上許される「必要最小限度」に集団的自衛権の一部を含む、②「放置すれば日本が侵攻される場合」などに行使要件を限定、③米艦防護や弾道ミサイル迎撃などは個別的自衛権や警察権の拡大で対処可能、④砂川判決は集団的自衛権行使を容認する根拠とせず、などです。【時事報道は別掲】

政府方針の元となる「素案」は、集団的自衛権行使の「限定」容認をのべたものです。国民的な批判のまえに「全面解禁」や砂川事件判決を根拠にしようとしたことが崩れるなど矛盾を露呈したものです。しかし集団的自衛権行使は憲法のもとでできないとしてきた解釈を根本的に転換し、行使容認に向けた風穴をあけるもので重大です。

世論と運動で包囲を—今週の取り組み 17日には国会前緊急行動（5・3実行委員会呼びかけ）も

14日（土）

◇2014年5・3憲法集会実行委員会 18時30分～文京区民センター3C
プログラムの最終確定、要員体制などを確定します。こぞってのご参加を！！

16日（水）

◇集団的自衛権を考える超党派の議員と市民の勉強会 15時30分～16:30 参議院議員会館101会議室

貴重講演：「内閣法制局の集団的自衛権不行使の原則について」（中村明さん〔元共同通信編集委員〕）

発言：国会議員、市民団体ほか

（24日（木）には、「集団的自衛権を考える超党派の議員と市民による省庁交渉」が行われます。17時～18時30分 参議院議員会館講堂）

17日（木）

◇衆議院憲法審査会傍聴 8時40分～11時45分

10日に行われた「改憲手続法改正案」の審議が行われます。傍聴しましょう。集合は

8時30分、衆議院議員面会所です。

傍聴希望は16日(水)17時まで、氏名、男女、職業をお知らせください。

同審査会は22日(火)には参考人質疑がおこなわれ、24日(木)には採決したいと提案した7会派が求めています。

◇**緊急国会前行動** 12時20分～12時50分 衆議院第2議員会館前

改憲手続法改正案の7党共同提案がされ、短期間に採決されようとしている状況に対し、国民の声をあげようと、緊急に設定しました。

短時間の行動です。やりくりしてのご参加を呼びかけます。

◇**「4・8大集会&デモ」実行委員会** 18時30分～ 文京シビックセンター4F シルバーホール

総括と今後の体制などについて議論します。多数のご参加を。

「内閣法制局が集団的自衛権『限定行使』容認を検討」時事通信の配信記事

内閣法制局、行使容認へ転換＝「放置なら侵攻」に厳格限定－集団的自衛権で素案

安倍晋三首相が目指す集団的自衛権の行使容認をめぐり、内閣法制局が行使要件を「放置すれば日本が侵攻される場合」などに厳格に限定した素案をまとめたことが12日、分かった。憲法9条を理由に認めてこなかった従来見解からの大転換となる。ただ、公海上での米艦防護などは個別的自衛権の延長で対応すると整理。公明党の主張と重なる部分が多く、自民党からは要件拡大を求める声上がる可能性がある。集団的自衛権に関する今後の与党内調整にも影響を与えそうだ。

内閣法制局はこれまで、憲法9条で認められる自衛権について「わが国を防衛するため必要最小限度にとどまるべきであり、集団的自衛権行使はその範囲を超え、憲法上許されない」との立場を堅持してきた。しかし、首相が憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に強い意欲を示し、法制局トップに外務省出身の小松一郎氏を起用したことを受け、法制局として内部検討を進め、素案をまとめた。

素案では、「必要最小限度」の自衛権に、集団的自衛権の一部が含まれるとの見解を打ち出した。行使を認めるのは、ある国が日本の近隣国を攻撃、占領しようとしており、放置すれば日本も侵攻されることが明白な場合などに限定。自衛隊が出動し、他国と共同で実力行使することを可能とする。

自民党や、首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」で検討している(1)日本近海での米艦防護(2)米国に向かう可能性のある弾道ミサイルの迎撃－などは「個別的自衛権や警察権の拡大で対処可能」として集団的自衛権の対象外とした。

一方、自国の存立に必要な自衛措置を認めた1959年の最高裁判決(砂川判決)は根拠としない。この判決に関し、首相は8日のBS番組で「集団的自衛権を否定していない」と主張したが、政府関係者は「肯定もしていない」と指摘した。

◇内閣法制局の見解のポイント

- 一、憲法上許される「必要最小限度」に集団的自衛権の一部を含む
- 一、「放置すれば日本が侵攻される場合」などに行使要件を限定
- 一、米艦防護や弾道ミサイル迎撃などは個別的自衛権や警察権の拡大で対処可能
- 一、砂川判決は集団的自衛権行使を容認する根拠とせず

◇自衛権をめぐる政府見解

- 1946年 (日本国憲法草案の) 戦争放棄に関する規定は、直接には自衛権を否定していないが、9条2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものだ。(吉田茂首相の帝国議会での答弁)
- 54年 憲法は自衛権を否定していない。憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない。自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない。(大村清一防衛庁長官の衆院予算委員会での答弁)
- 60年 特別に密接な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、その国まで出かけて行って防衛するという意味における集団的自衛権は、憲法上は日本は持っていない、と考えている。(岸信介首相の参院予算委員会での答弁)
- 72年 平和主義をその基本原則とする憲法が、自衛のための措置を無制限に認めているとは解されない。その措置は必要最小限度の範囲にとどまるべきものだ。(参院決算委員会提出資料)
- 81年 憲法9条で許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない。(政府答弁書)

(注) 肩書は全て当時

(時事通信 2014/04/13-05:32)

過去の見解との整合性配慮＝要件限定、自民に不満も－集団的自衛権

集団的自衛権の行使を「憲法違反」としてきた内閣法制局が姿勢を転じた。ただ、過去の政府見解との整合性を重視したため、法制局がまとめた素案で行使の要件は極めて厳格に絞り込まれた。自民党内で議論されている「限定容認論」をさらに縛るものと言え、安倍晋三首相が納得するかは不透明だ。

法制局の素案は、憲法9条の下で認められる「必要最小限度」の自衛権に、集団的自衛権も含まれると踏み込んだ。ただ、政府は「緊密な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、その国まで出かけて行って防衛するという意味における集団的自衛権は、憲法上は日本は持っていない」(1960年の岸信介首相の国会答弁)といった見解を繰り返し示してきた経緯がある。

法制局の素案が集団的自衛権の行使要件を「放置すれば日本が侵攻される場合」などに限定したのは、方針を転じるにしても、これまでの政府見解を大きく逸脱するのは困難との判断があったためとみられる。

自民党では高村正彦副総裁が、自国の存立に必要な自衛措置を認めた砂川判決を引き合いに、集団的自衛権を認める論拠としているが、法制局は同判決が集団的自衛権まで認めたものでないとの立場で、依拠しなかった。

その結果、得られた結論は、首相が何度も例示した日本近海での米艦護衛などを集団的自衛権から除外した。個別的自衛権で対処可能とする公明党の立場と重なる部分が多いが、首相サイドや自民党からは不満が出る可能性がある。

(時事通信 2014/04/13-05:32)